債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００７号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社ライズ
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００８号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社アドバンス
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１００９号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社アシスト
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１０１０号
名古屋市中村区名駅３丁目４番１０号
清算株式会社　株式会社トラスト
代表清算人　砂田紘幸
１　決定年月日　令和８年６月２４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２号
鳥取県倉吉市秋喜２５７番地８
清算株式会社　株式会社鳥取県食
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号
奈良県大和高田市今里町３４３番１号
清算株式会社　株式会社エム建設
代表清算人　　安本隆人
１　　決定年月日　令和８年６月22日
２　　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
奈良地方裁判所葛城支部